５盛教生号外

令和５年８月２日

見積参加希望者　各位

（盛岡市内に本社を有するとび・土工・コンクリート業務の有資格者）

盛岡市長　谷　藤　裕　明

随意契約見積通知書

随意契約により下記事項を執行するに当たり、見積人として指名したので関係書類並びに盛岡市随意契約見積参加者心得（以下「心得」という。）を熟知のうえ見積されるよう通知します。

記

１　随意契約見積対象事項

(1) 件　　名　　　盛岡市子ども科学館北側駐車場ネットフェンス修繕（その２）

(2) 仕様等　　　　別紙仕様書のとおり

(3) 修繕の場所　　盛岡市子ども科学館

(4) 修繕の期間　　契約締結日の翌日　から　令和５年12月28日まで

２　契約条項を示す場所

盛岡市教育委員会事務局生涯学習課

３　見積書提出の日時及び場所

(1) 令和５年８月10日（木）　９時30分から13時00分まで

(2) 盛岡市役所都南分庁舎３階　生涯学習課

執行即時開封

４　見積書の提出方法

見積書は、３(1)の日時に３(2)の場所に設置する見積箱に投函すること。  
郵便による見積は、認めない。

５　契約書作成の要否

要　修繕請負契約書による。（契約金額が50万円以下の場合は省略）

６　その他

(1) 見積回数

１回限りとする。（ただし、予定価格に納まらない場合は、協議して決定する場合がある。）

(2) 見積書

見積書は心得第７第１項によるものとし　一括総額　で作成すること。決定も　一括総額　とする。

なお、決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約価格とするので、見積人は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の 110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(3) 見積の無効

心得第９に該当する見積は無効とする。

(4) この見積に関する問い合わせ先

一般的事項及び仕様書等に関する事項についての質問は、令和５年８月７日(月）10時までに電子メール又は文書（ファックス可）により生涯学習課あて提出すること。回答は、盛岡市ホームページで令和５年８月８日（火）までに回答する。

電子メールアドレス　edu.sgs@city.morioka.iwate.jp

盛岡市教育委員会事務局生涯学習課　〒020-8532　盛岡市津志田14地割37番地２

Tel 019-639-9046、Fax 019-639-1516